

# 電子調達システムの利用について

(令和3年度 林業事業体等との意見交換会)

令和3年12月20日(月)

TKPガーデンシティ大阪

リバーサイドホテル

- 資料① 電子調達システムの概要
- 資料② 入札公告参考例(生産:総合評価)
- 資料③ GEP Sリーフレット
- 資料④ 全省庁統一資格ポスター

# 電子調達システムの概要

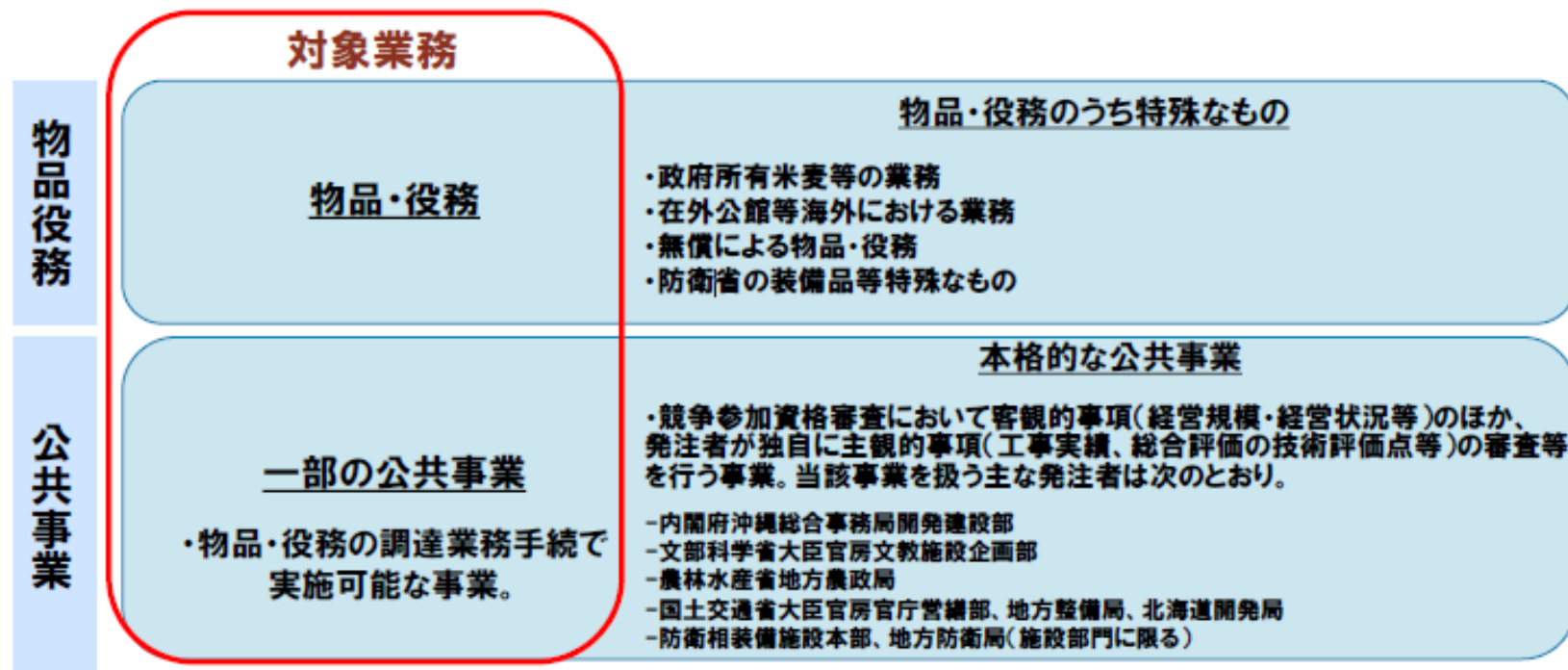
近畿中国森林管理局経理課

# 1. 電子調達システム導入の経緯

「調達業務の業務・システム最適化計画」(平成21年8月28日各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)において、各府省等で異なる契約書等の様式及び業務処理の標準化、決裁階層の見直しを図るとともに、調達手続に係る一連の業務を電子化する「電子調達システム」を全府省等に導入するとされ、平成26年3月から各省庁において運用が開始されています。

# 2. 政府電子調達システムとは

政府電子調達システムとは、政府が行う、「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムです。



### 3. 電子調達システムの導入により期待される効果

#### (1) 企業等の利便性の向上

- ① 調達業務への参加機会の拡大
- ② 一元的な調達情報の提供
- ③ 問い合わせ窓口の一本化

#### (2) 行政事務の簡素化・効率化

- ① 調達業務における契約書、検査調書等の各種様式、書式の標準化
- ② 契約件名等、一連の業務における入力情報の重複排除
- ③ 企業等のシステム利用率の促進

#### (3) 調達業務の信頼性の向上

- ① 進捗管理の明確化による処理遅延の防止
- ② 調達案件の一元管理による重複登録等の防止
- ③ 各種報告や分析のための統計情報の迅速な把握

# 4. 電子調達システムの概要及び事業者のメリット



## 5. 民側利用者において必要な対応

### (1) 環境の準備

現在使用しているパソコンに係るハードウェア環境、ソフトウェア環境、ネットワーク環境について、政府電子調達システムの利用が可能な環境であるかどうかの確認を行う。

### (2) 電子証明書の取得

電子調達システムに対応した認証局が示されており、民側利用者はその中から任意に認証局を選択し、電子証明書の申請を行う。

### (3) 競争参加資格(全省庁統一資格)の取得

物品・役務に係る全省庁統一資格を保持しているかどうか確認し、資格を保持していない場合は資格の取得を行う。

### (4) 利用者登録

調達ポータルサイトに掲載されている「操作マニュアル」の「利用者環境整備」の手順に従い登録を行う。

※事業者が紙で入札し、電子調達システムで開札、落札結果の登録を行う場合については、民側利用者において必要な対応はない。

## 5-(1)環境の準備

### ■ハードウェア環境

CPU	Core 2 Duo 3GHz 同等以上推奨
メモリ	2GB 以上推奨
ハードディスクドライブ	ICカードを利用する場合、ドライバ類のインストールのため1GB以上の空きエリアを推奨 ハードディスクドライブ(HDD)、ソリッドステートドライブ(SSD)ともに使用可能
USBポート	ICカードを利用する場合は必須
画面解像度	1366 × 768 以上

### ■ソフトウェア環境

OS	以下のいずれかのOSであること ■Microsoft Windows 8.1 (64bit版) ただしデスクトップモードのみ対応 ■Microsoft Windows 10 (64bit版)
ブラウザ	Internet Explorer 11 (32bit版) Firefox 60 (32bit版) ただしFirefox はポータルサイトのみ対応
.NET Framework	.NET Framework 4.6.1以上

### ■その他環境

ネットワーク環境	インターネットに接続できていること 以下のプロトコルによる通信が可能なこと •HTTP: Hyper Text Transfer Protocol    •HTTPS: Hyper Text Transfer Protocol Security •LDAP: Lightweight Directory Access Protocol
メール環境	電子メールが利用できる環境があること

## 5-(2) 電子証明書の取得

【参考資料】令和3年12月6日現在

### 電子証明認証局一覧

単位：円(税抜き)

	認証局 (電子証明書発行機関)	URL	電話番号 (問合せ窓口)	有効期間	費用			セットアップ サービス (有償)
					合計	電子 証明書	ICカード リーダー	
IC カード	NTTビジネスソリューションズ株式会社	<a href="http://www.e-probatio.com/">http://www.e-probatio.com/</a>	<a href="tel:0120-851-240">0120-851-240</a>	1年～5年	24,500	15,000	9,500	有
	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	<a href="http://www.diacert.jp/plus/">http://www.diacert.jp/plus/</a>	<a href="tel:03-6771-5109">03-6771-5109</a>	1年～3年、4年10ヶ月	17,500	11,000	6,500	有
	株式会社帝国データバンク	<a href="http://www.tdb.co.jp/typeA/index.html">http://www.tdb.co.jp/typeA/index.html</a>	<a href="tel:0570-011-999">0570-011-999</a>	2年～5年	19,940	13,440	6,500	有
	東北インフォメーション・システムズ株式会社	<a href="https://www.toinx.net/ebs/info.html">https://www.toinx.net/ebs/info.html</a>	<a href="tel:022-799-5566">022-799-5566</a>	2年1ヶ月、4年6ヶ月	20,540	11,040	9,500	無
	日本電子認証株式会社	<a href="https://www.ninsho.co.jp/aosign/">https://www.ninsho.co.jp/aosign/</a>	<a href="tel:0120-714-240">0120-714-240</a>	1年1ヶ月～4年1ヶ月、5年	24,000	15,000	9,000	無
ファイル	電子認証登記所	<a href="http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html">http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html</a>	<a href="tel:050-3786-5797">050-3786-5797</a>	3ヶ月～27ヶ月(3ヶ月単位)	7,900	7,900	(不要)	無
	セコムトラストシステムズ株式会社(CD-R媒体)	<a href="https://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html">https://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html</a>	<a href="tel:0570-020-213">0570-020-213</a>	2年、3年	7,600	7,600	(不要)	無

#### 【補足事項】

- 電子証明書は「ICカード」と「ファイル」の2タイプあり、申請の段階でどちらかを選択していただけます。(ログインの方法が異なりますが、機能の違いはありません。)  
ICカードタイプ：ログイン時にICカードを読み込むことにより証明を行う。  
ファイルタイプ：ログイン時にパソコンに保存されている証明書を読み込むことにより証明を行う。  
※ファイルタイプを利用する場合は、別途、セットアップが必要となります。
- 認証局によって、電子証明書の有効期間や経費が異なります。(個別に割引が設定されている認証局があります。)
- 電子証明書については、有効期間終了後、更新に要する経費が発生します。(ICカードリーダーについては、故障等の場合を除き、更新の必要はありません。)
- 電子証明書については、1年あたりの費用として算出しています。(有効期間によって、実際の費用と異なります。)
- 上図の費用については、既にパソコン及びインターネット環境が整備されている場合の経費となりますので、新たに整備される場合、別途、整備費用が発生します。
- パソコンの環境や各種設定等については、電子調達システムのヘルプデスクや各認証局に相談窓口があります。  
(セットアップの有料サービスを行っている認証局もありますので、連絡先等については、HPへ掲載されている「各種問合せ先一覧」をご確認下さい。)  
電子調達システムのヘルプデスクにおいても、一部、口頭による案内を行っています。(以下の番号へお問い合わせ下さい。)  
電子調達システムヘルプデスク：0570-014-889
- 本資料へ記載している費用等については、参考として作成時点で整理したものであり、電子調達システム導入時期によっては、実際と異なる場合がありますので、ご了承下さい。



## 5-(3) 全省庁統一資格の取得

- ・電子調達システムを利用するためには全省庁統一資格の取得が必要です。
- ・すでに取得している場合は新たに取得する必要はありません。

・なお、現在の資格「令和元・2・3年度全省庁統一資格」の有効期限は令和4年3月31日までであり、令和4年4月1日からは「令和4・5・6年度全省庁統一資格」が必要となります。

### 【更新に伴う定期審査の受付期間】

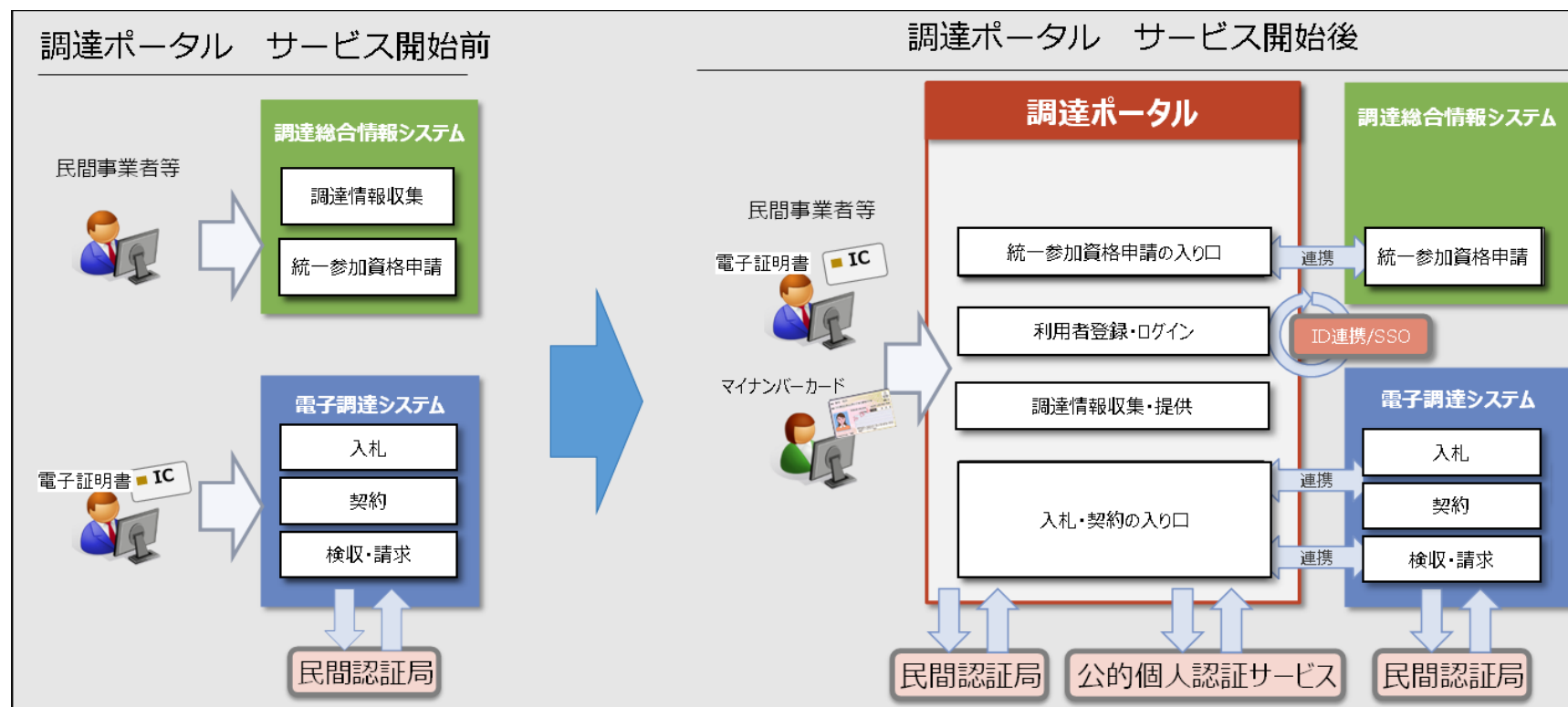
令和4年1月11日(火)～令和4年1月31日(月)

- ・上記期間後も随時審査申請で受付していますが、資格付与したときから有効になりますので、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。
- ・申請の手続き・処理概要は統一資格審査・調達情報検索サイトからダウンロードできます。インターネットから申請の場合は“インターネットによる申請ガイド”をダウンロードして下さい。郵送・持参の場合は“申請書記入要領”をダウンロードして下さい。

## 5-(4) 利用者登録 調達ポータルについて

これまで物品・役務等の資格情報、入札情報、契約情報等については、統一参加資格申請・調達情報提供サイトおよび政府電子調達システム(GEPS)で個別に提供されていましたが、調達ポータルを利用することにより、一元的な検索、提供が可能となります。

また、調達ポータルから統一参加資格申請・調達情報提供サイトおよび政府電子調達システム(GEPS)を利用することで、統一参加資格取得～契約・請求までをワンストップで行うことができます。



## 5-(4) 利用者登録(利用者講習会資料の紹介①)

2021年11月に総務省主催の電子調達システムの利用者講習会が開催されています。内容は電子調達システムの紹介や利用準備、利用登録、操作の説明となっています。政府電子調達(GEPS)のサイトに講習会の資料が掲載されていますので紹介します。



### 政府電子調達(GEPS)

調達情報の確認・入札等を、インターネットを利用して行うことができます。



#### 政府電子調達(GEPS)利用者講習会について

##### ▶ 2021年11月に開催する政府電子調達(GEPS)利用者講習会のお知らせ

2021年の政府電子調達(GEPS)利用者講習会については、東京会場(11月9日(火)~10日(水))、大阪会場(11月15日(月)~16日(火))、オンライン(11月18日(木)~19日(金)、24日(水)~26日(金))で開催いたします。申し込みは2021年10月1日(金)より開始となります。詳しくは、[政府電子調達\(GEPS\)利用者講習会開催のご案内](#)をご覧ください。

##### ▶ 2021年11月開催の政府電子調達(GEPS)利用者講習会 資料配布のご案内

政府電子調達(GEPS)利用者講習会の資料を、以下に掲載します。

- ・[利用者講習会テキスト](#)
- ・[利用者講習会テキスト別紙1](#)
- ・[利用者講習会テキスト別紙2](#)
- ・[Webチュートリアル操作手順書](#)

別紙1は、事前準備(端末環境、電子証明書取得等)に関するチェックリストになっています。本システムを初めて利用される場合等のチェックリストとして、ご活用ください。

## 5-(4) 利用者登録(利用者講習会資料の紹介②)

電子調達システムを利用するには、以下の準備をします。

### 電子調達システム及び調達ポータル<sup>o</sup>の利用準備

(パソコンの準備、電子証明書の取得と利用環境準備)

※本テキスト「2-1.電子調達システム利用準備」  
「2-2.調達ポータル利用準備」に記述



### 調達ポータルでの利用者登録

(競争参加資格の確認、利用者登録)  
※本テキスト「3.利用者登録」に記述

## 5-(4) 利用者登録(調達ポータル利用準備①)

調達ポータルのトップ画面にある「操作マニュアル」をクリックします。

The screenshot shows the Procurement Portal homepage. At the top, there is a navigation bar with the following items: the portal logo and name, a brief description of the site's purpose, a red-bordered box containing the link '操作マニュアル' (Operation Manual), a link for 'FAQ・お問い合わせ' (FAQ/Inquiries), and a 'ログイン' (Login) button. Below the navigation bar is a 'MENU' button. The main content area features the portal logo and name, a description of the site's function, and two buttons: '利用者登録はこちら' (Click here for user registration) and 'あなたへの通知を確認' (Check notifications for you). A yellow banner below this area contains a notice about the system's use starting from January 6, 2020. At the bottom, there is a '重要なお知らせ' (Important Notice) section with a list of recent notices, including one about the portal's maintenance on October 16, 2020.

## 5-(4) 利用者登録(調達ポータル利用準備②)

「利用者環境準備」を展開し、「利用者環境事前準備」をクリックします。

調達ポータル 調達情報の確認・入力等を、インターネットを利用して行うことができます。 操作マニュアル > | ? FAQ・お問い合わせ > ログイン

MENU トップ > 調達ポータル

### 操作マニュアル

調達ポータルの操作マニュアルをご用意しています。

- 利用者環境準備
  - システムを利用するために、全てのご利用者様に実施していただく必要のある環境準備作業を説明しています。
    - 初めてご利用になる方へ >
    - 調達ポータルのご利用について >
    - 調達ポータルのご利用について >
    - 利用者環境事前準備 >**
- 共通操作方法
- 事業者・利用者情報を管理する

## 5-(4) 利用者登録(利用者登録の実施①)

GEPSで使用する代表者名義の電子証明書を用意し、調達ポータルトップ画面より、「利用者登録はこちら」ボタンをクリックします。

The screenshot shows the Procurement Portal homepage. At the top, there is a navigation bar with the logo, the text '調達ポータル 調達情報の確認・入札等を、インターネットを利用して行うことができます。', and links for '操作マニュアル', 'FAQ・お問い合わせ', and 'ログイン'. Below this is a 'MENU' button. The main content area features the portal logo and the text '調達情報の確認、入札等を行うことができるサイトです。'. A red box highlights the '利用者登録はこちら' button, which is being pointed to by a hand icon. To the right of this button is a 'あなたへの通知を確認' button. Below the main content is a yellow banner with the text '調達ポータルをご利用になる方は、調達ポータル・政府電子調達システムを2020年(令和2年)1月6日以降利用する場合の手順(PDF形式: 4.7MB)を確認ください。'. At the bottom, there is a '重要なお知らせ' section with a list of notices, and four circular icons representing different functions: '調達情報・事業者情報を探す', '入札・契約を行う', '統一資格関連業務を行う', and '事業者・利用者情報を管理する'.

## 5-(4) 利用者登録(利用者登録の実施②)

代表者名義の電子証明書を用意し、「代表者」ボタンをクリックします。

調達ポータル 調達情報の確認・入札等を、インターネットを利用して行うことができます。 [操作マニュアル](#) > | [FAQ・お問い合わせ](#) > [ログイン](#)

[MENU](#) [トップ](#) > [調達ポータル](#)

### 利用者登録方法の選択

調達ポータルでは、電子証明書・マイナンバーカードを使用した利用者登録と、ID/パスワードを使用した利用者登録を選択することができます。政府電子調達システム（GEPS）を利用して入札、契約を行う場合には電子証明書を使用して利用者登録を行ってください。ID/パスワードを利用した利用者登録では、指定した条件に該当する調達情報が公示された場合に通知される機能などを利用することができます。

#### ◆ 電子証明書・マイナンバーカード

利用者登録前に、必ず[利用者環境事前準備](#)を行い、電子証明書・マイナンバーカードを使用して登録を行ってください。電子証明書・マイナンバーカードで利用者登録後に利用可能な機能については、[本システムの対象範囲](#)を確認してください。  
※マイナンバーカードは、個人事業主のみ登録が可能です。

代表者を登録するか、代理人を登録するかを選択してください。登録した利用者情報は、政府電子調達システム（GEPS）に連携され、入札、契約業務を行うことができるようになります。

なお、代理人の登録は、代表者の登録後に行ってください。

また、有効期限切れや代表者・住所変更等に伴う電子証明書の更新に伴う登録は、[電子証明書更新](#)から行ってください。

[代表者](#) > [代表者以外（代理人等）](#) >

CLICK!!



## 6. 近畿中国森林管理局における電子調達システムの利用状況

区分		お知らせ	備考
物品	文房具類、事務用品、 OA機器事務用品等	【電子入札実施中】 平成31年4月より、積極的に電子調達システムを利用した発注を進めていますので、電子調達システムを利用した応札（電子入札）をご検討下さい。	
役務	事務機器リース、車両借 り上げ、事務室清掃等	【電子入札実施中】 令和2年3月より、積極的に電子調達システムを利用した発注を進めていますので、電子調達システムを利用した応札（電子入札）をご検討下さい。	
	委託調査、収穫調査、 検知請負等	【R2. 4～電子入札実施（一部）】 令和2年4月より、一部の物件について、電子調達システムを利用した発注を開始しています。	
	素材生産事業	【R4. 1～電子入札実施】 令和4年1月より、電子調達システムを利用した発注を開始します。	
	造林事業	【検討中】 委託調査や生産事業での導入状況を確認しながら対応する予定です。	
工事	治山・林道工事	【電子入札実施中】 農林水産省電子入札システム（電子調達システムとは異なるシステム）により、インターネットを利用した発注を行っています。	<参考> 電子入札システム URL: <a href="http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html">http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html</a>
	調査測量		

## 7. その他

当面の間、電子調達システムによる発注と従来の紙による発注を併用することから、電子調達システムによる入札参加を可能とする案件については、入札公告に、電子調達システムによる入札への参加が可能である旨の記載を行います。(別紙参照)

令和4年度以降も、従来通りの紙による入札への参加が可能です。  
紙での入札は、従来どおり入札会場において投函箱に投函します。  
開札は、電子調達システムでの入札が1者でもあればシステムを介して行いますが、入札会場で開札結果を発表します。

- ・電子調達システムのご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。  
【調達ポータル】<https://www.p-portal.go.jp/faq>
- ・FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。  
【調達ポータル】 ナビダイヤル 0570-000-683  
IP電話等 03-4332-7803(受付時間:平日9:00~17:30)

入札公告(素材生産事業)  
電子調達システム公告例

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和〇年〇月〇日

分任支出負担行為担当官  
〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇

## 1 事業の概要

- (1) 事業名 〇〇国有林外森林整備事業（間伐（存置対象を含む））
- (2) 事業場所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇国有林外
- (3) 事業内容

全木伐倒（活用型間伐）	5,000m <sup>3</sup>	(50.00ha)
全木伐倒（存置型間伐）	12,000m <sup>3</sup>	(100.00ha)
集造材・運材	2,000m <sup>3</sup>	
トラック運搬	2,000m <sup>3</sup>	
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和〇年〇月〇〇日まで
- (5) 本事業は、入札説明書で示す技術提案書に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の事業である。
- (6) 本物件は、造林・素材生産事業における技術提案資料等の簡素化対象事業である。
- (7) 本事業については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による事業計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や履行期間の延長を行う。
- (8) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について  
受注者は、事業の実施に当たっては、効率的な実施に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
- (9) 本案件は、電子調達システムを利用して入札に参加することが可能である。**

## 2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）全省庁統一資格（以下「全省庁統一資格」という。）の「物品の製造（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示（平成31年2月21日）に基づき○に格付けされている者であること。  
なお、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づき○又は○に格付けされている者を含むものとする。  
また、これらの競争参加資格を有していない者であっても競争参加資格の確認申請を行うことができる。  
ただし、入札時点において全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」を有していない場合

は競争参加資格がないものとする。

素材生産事業の等級区分（物品の製造（その他））

数 値	等 級
70点以上	A
50点以上 70点未満	B
35点以上 50点未満	C
35点未満	D

- (3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
- ア 事業を共同連携して請け負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。
  - イ 共同事業体の構成員の全てが全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」を有すること。
  - ウ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。
  - エ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級であること（代表者が認定事業主である場合は、(2)なお書きで読み替え適用する等級であること。）。
- (4) 全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「〇〇」を選択している者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日）9(2)に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (6) 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に完了した当該事業と同種の事業である「素材生産」を実施した実績（国有林野事業発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。）を有すること。  
なお、共同事業体としての事業実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。
- (7) 同種事業について、平成31年4月1日から令和3年3月31日の間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）」（以下「事業成績評定要領」という。）による事業成績評定を受けた素材生産事業がある場合は、当該事業の評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 「評価の基準の必須項目」が要求要件を満たしていること。  
（入札説明書の7の(1)の①）
- (9) 次に示す現場代理人が常駐できること。
- ア 当該事業に配置を予定する現場代理人にあっては、入札参加者が直接雇用する者であること。
  - イ 同種事業に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であり、年間少なくとも1回以上従事し、かつ、通算で3年以上従事していること。なお、従事期間は連続する3年である必要はない。  
ただし、搬出間伐を行わない区域において、別の現場代理人を常駐させる場合、当該配置予定現場代理人については、間伐（搬出を伴わない間伐を含む。）に3年以上従事しており事業の適正な実施が見込める者であること。
  - ウ 現場代理人を複数配置する場合は、その全員がア及びイの条件を満たしていること。
- (10) 当該事業の実施において、次に示す資格等を有する技能者を配置できること。
- ア チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育の修了者。
  - イ 当該事業の作業方法について、車両系林業機械による集材を実施することが可能な者であること。この場合、車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削）の運転技能講習の修了者を配置できること。
  - ウ 作業に必要な林業機械の運転業務に従事する場合に必要な特別教育の修了者を配置

できること（受講修了証の添付が必要）。

エ その他法令上定められた資格又は安全教育（以下、「資格等」という。）が必要な作業を行う場合は、当該作業に必要な資格を有する者を配置できること。

- (11) 競争参加資格確認申請書及び技術提案書（以下「申請書等」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (12) 以下に定める届出をしていない事業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。  
ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出  
イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出  
ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (13) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- (14) 入札に参加しようとする者（事業体）は、本事業の安定供給システム販売（原料材N）の協定業者と重複することはできない。
- (15) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」（別紙様式1-1）に記入し提出すること。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>

- (16) **電子調達システムにより入札に参加する場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。**

### 3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

#### **ア 電子調達システムで参加する場合**

##### **① 提出方法**

**入札説明書に示す様式により、電子調達システムで送信すること。  
ファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。**

- ・ 一太郎(一太郎2018又はPro3以下)
- ・ Microsoft Word(Word2013形式以下)
- ・ Microsoft Excel(Excel2013形式以下)
- ・ その他のアプリケーションPDFファイル(Adobe Acrobat DC2017以下)
- ・ 画像ファイルJPEG形式又はGIF形式
- ・ 圧縮ファイルLZH形式

**なお、送信した申請書等の再提出については、②の提出期間内において可能である。**

##### **② 提出期間**

**令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日の17時まで  
(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)**

#### イ 紙入札で参加する場合

- ① 提出方法：入札説明書に示す様式により、原則として郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）により、③の場所に②の受付期間内に必着とする。

なお、電子メール又はFAX等の電送、指定された郵便以外での郵送、期間内に必着しなかった申請は受け付けない。

また、提出した申請書等の差替え及び再提出がある場合は、②の提出期間内における郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）は受け付ける。

- ② 提出期間：令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）
- ③ 場 所：〒000-0000 〇〇市〇〇町 00-00  
〇〇森林管理署 総務グループ  
電話050-3160-0000

(3) 申請書等は入札説明書により作成すること。

(4) (2)に規定する期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

#### 4 総合評価落札方式に関する事項

##### (1) 総合評価落札方式の仕組み

本事業の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

ア 入札説明書に示された必須項目（標準点）の基準を満たしている場合に標準点100点を付与する。

イ 技術提案書で示された実績等により最大160点の加算点を与える。

ウ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

##### (2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

ア 実施体制に関する事項（必須項目）

イ 事業計画に関する事項

(ア) 安全管理への工夫と対策

(イ) 事業期間設定、工程管理の適切性

(ウ) 発注者が指定した事業上の課題への対応の適切性

課題「〇・・・・・・・・」の技術的所見について

(エ) 発注者が指定した工法等の品質の確認方法等の適切性

課題「〇・・・・・・・・」の技術的所見について

ウ 企業の事業実績に関する事項

エ 配置予定現場代理人の能力に関する事項

オ 地域への貢献に関する事項

カ 企業の信頼性に関する事項

評価項目及び評価点については入札説明書において明記する。

(3) 標準案による提案を認めることとするが、技術提案書の提案内容が、発注者の設定している標準案以上である場合に、加算点を与えることとし、標準案と同等の場合は、加算点の対象としない。

(4) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、技術提案書は、共同事業体の技術提案書として作成し共同事業体名で提出すること。

(5) 落札者の決定方法

ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

(7) 入札価格が予定価格（税抜き）の範囲内であること。

(4) 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した基準評価値を下回らないこと。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒000-0000 ○○市○○町 00-00

○○森林管理署 総務グループ

電話050-3160-0000

(2) 入札説明書等の閲覧・貸出期間、場所及び方法

① 貸出期間： 令和○年○月○日から令和○年○○月○○日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)

② 場 所：〒000-0000 ○○市○○町 00-00

○○森林管理署 総務グループ

電話050-3160-0000

③ そ の 他：資料は無料である。

入札説明書及び閲覧図書はインターネットの近畿中国森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/tender.html>)からダウンロードすること。

なお、ダウンロードが不可能な場合は、電子データで交付するのでデータを記録することができる記録媒体(CD-R、CD-RWに限る。)を持参し窓口で申し出ること。

入札説明書及び閲覧図書の郵送での配布はしない。

(3) 入札及び開札の日時、場所並びに提出方法

ア 電子調達システムにより入札する場合

① 入札の日時

令和○年○○月○○日○○時○○分から令和○年○○月○○日○○時○○分までに入札金額の送信を行うこと。その際、事業費内訳書を添付すること。

② 開札の場所及び日時

場所：○○森林管理署会議室

日時：令和○年○○月○○日○○時○○分

イ 紙入札により入札する場合

① 入札書は、令和○年○○月○○日○○時○○分までに○○森林管理署会議室へ持参すること。

なお、郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「○○月○○日開札、○○事業の入札書在中」と朱書し、令和○年○○月○○日○○時○○分までに必着すること。

郵便により提出する場合の送付先は、3.(2)のイの③に同じ。電話、電報、FAX、その他の方法による入札は認めない。

ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は再度の入札に参加できない。

② 事業費内訳書については、入札書と別封により（郵送の場合はアの外封筒に入れて）提出すること。

③ 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ○○森林管理署において事業費内訳書の内容を確認してから行うこととし、令和○年○○月○○日○○時○○分とする。郵便による応札者については、執行後、落札結果を電話、FAX又は文書にて通知する。

- ④ 競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

6 現場説明会  
実施しない。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金：免除
  - イ 契約保証金：免除
- (3) 事業費内訳書の提出
  - ア 個々の物件の入札に際し、入札書とともに入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書（別紙様式14）を提出すること。
  - イ 事業費内訳書が提出されない入札は無効とする。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等又は資料等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札に関する条件に違反した入札及び不正な行為を行ったものによる入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否：要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口  
3(2)のイに同じ。
- (7) 詳細は入札説明書による。
- (8) 製品生産事業請負標準仕様書、製品生産事業請負契約約款、森林作業道作設仕様書については、近畿中国森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/provision.html>)からダウンロードすること。  
なお、上記のダウンロードを持って契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は、本公告日とする。

#### お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。  
詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「[http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki\\_hoji/index.html](http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html)」をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。



### 3 利用開始方法

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用するには、環境の準備 (政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

**推奨環境の準備** → **調達ポータル** [https://www.p-portal.go.jp/how\\_to\\_use](https://www.p-portal.go.jp/how_to_use)

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記URLをご確認ください。

### 電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では電子証明書を利用した認証を行っています。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。

なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム) に住所を明記していただくようお願いいたします。

#### 【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社 (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス)	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB (一般向け・属性型証明書))	×	○
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局)	○	×
電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度)	○*	○
東北インフォメーション・システムズ株式会社 (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	○	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	○	×
地方公共団体情報システム機構 (公的個人認証サービス) (マイナンバーカード)	○	×

※日本電子認証 (法人認証カードサービス)

**利用者登録** → <https://www.p-portal.go.jp/manuals>

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記URLに掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「事業者・利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」、または「事業者・利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 (代理人)」をご確認ください。

#### お問合せ先

■ ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

**調達ポータル** <https://www.p-portal.go.jp/faq>

■ FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

**調達ポータル** **ナビダイヤル** **0570-000-683** **IP電話等** **03-4332-7803**

受付時間: 平日 9時00分~17時30分  
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。

## 資料③



# 政府電子調達 (GEPS)

ジープス

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

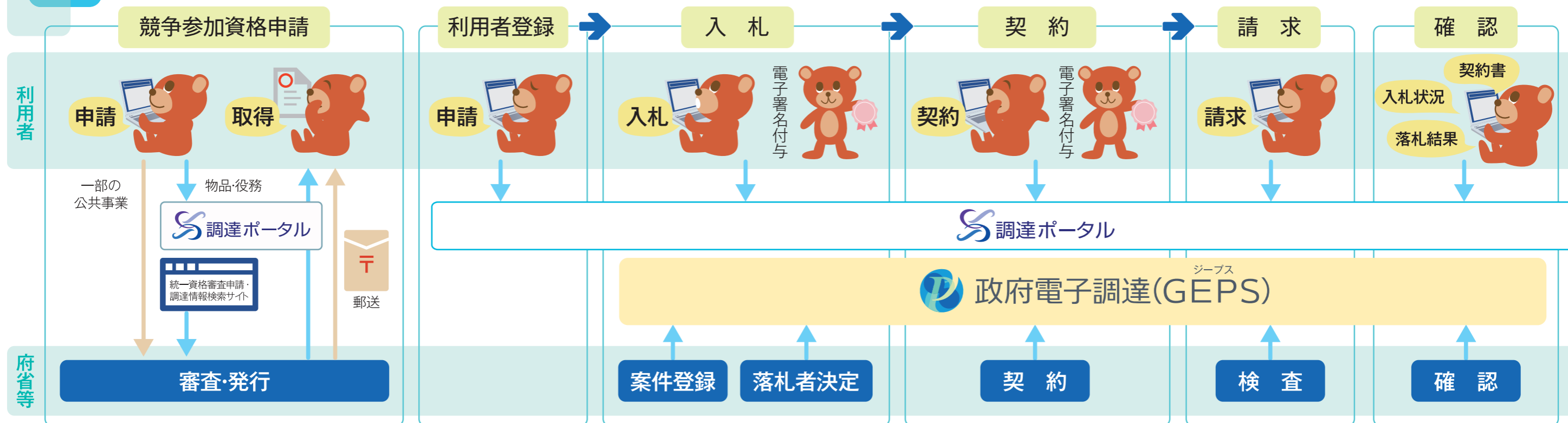
調達ポータルでは調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

# 政 府電子調達 (GEPS (ジープス))



## 1 政府電子調達 (GEPS (ジープス))とは

### 政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

### 窓口を統一

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

### 利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

## 2 ご利用のメリット

24時間365日 利用可  
(システムメンテナンス時を除きます。)

### 🕒 常時利用可能

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

### 📄 印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

### 📍 移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

### 📁 書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

### 👤 印鑑が不要\*

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

## 一般競争(指名競争)参加資格審査(物品製造等)

「全省庁統一資格」の  
定期審査について

各府省等における物品製造等に係る競争契約の  
参加資格(全省庁統一資格)のお知らせです。

## 定期審査受付期間

**令和4年1月11日(火)**  
**～1月31日(月)**

令和4年4月1日からの資格が必要な場合は期間内に申請をお願いします。

なお、上記期間後も随時審査申請で受付していますが、資格付与したときから有効になりますので、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。

## 全省庁統一資格の定期審査

申請の手引き・処理概要は**統一資格審査・調達情報検索サイト**からダウンロード  
できます。インターネットから申請の場合は“**インターネットによる申請ガイド**”を  
ダウンロードして下さい。

郵送・持参の場合は”申請書記入要項”をダウンロードして下さい。

## 統一資格が有効となる資格の種類

「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」、「物品の買受け」の資格について有効です。

## 統一資格を有する者の名簿の公表

統一資格を有する者の名簿は各省庁に有効な統一名簿となります。

なお、商号又は名称、所在地、電話番号、等級等は名簿として公表されます。



申請に関することやシステムに関する質問等は、次のサイトをご覧ください。

<https://www.chotatujoho.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

統一資格

検索

